

附属資料

●第2次富田林市総合計画諮問

富企第143号
昭和59年9月11日

富田林市総合計画審議会
会長 藤野良幸殿

富田林市長 内田次郎

第2次富田林市総合計画基本構想ならびに 基本計画の策定について（諮問）

標記の件について、貴審議会に対し、別紙理由書を添えて諮問いたしますので、
よろしく願い申し上げます。

本市では、昭和54年3月に策定した総合計画を基本として、緑と太陽にめぐまれた教育文化都市をめざして市民とともに歩む市政の推進に努めてまいりました。

しかしながら、生活意識の変化、価値観の多様化、高齢化社会の進行、安定成長時代への転換など、地域社会を取りまく状況の変化は大きな波となって私達の町づくりに影響を与えています。

このような新しい変化に対応するとともに、現総合計画が昭和60年度にその期間を終了することから、長期的な展望に立った新たな町づくりの指針となるべき第2次総合計画の策定が必要となっています。

以上の観点から、ここに第2次総合計画の基本構想ならびに基本計画の策定について諮問申し上げます。

●第2次富田林市総合計画審議会答申

昭和61年2月22日

富田林市長 内田次郎 殿

富田林市総合計画審議会
会 長 藤野良幸

第2次富田林市総合計画基本構想ならびに 基本計画について（答申）

昭和59年9月11日付、富企第143号で諮問のありました第2次富田林市総合計画基本構想ならびに基本計画について、当審議会において慎重に審議した結果、別添のとおり答申いたします。

なお、本計画の実施にあたっては、市民および関係機関の協力を得て、その目標達成のため、最大の努力をされたい。

●富田林市総合計画審議会規則

(昭和43年7月17日)
(規則第10号)
最近改正 昭和58年10月11日規則第10号

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和38年富田林市条例第19号)第3条の規定に基づき、富田林市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営、その他必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、総合計画に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、次の各号にかかげる者について市長が委嘱し、又は任命する。

- | | |
|---------------|----|
| (1) 市議会議員 | 9人 |
| (2) 学識経験を有する者 | 4人 |
| (3) 市民 | 7人 |
| (4) 市の職員 | 2人 |

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 第3条第2項第1号、第3号、第4号にかかげる者に該当するものとして委嘱又は任命された委員が当該各号にかかげる職を失った場合には、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長をおき、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選による。

(参与及び幹事)

第8条 総合計画に関する事務に参画させるため、審議会に参与及び幹事若干名をおき、本市職員のうちから市長が任命する。

2 参与は、会長の命を受けてその所掌する事務を行い、幹事は、参与を補佐する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画課で行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年規則第9号)

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

●富田林市総合計画委員会規則

(昭和43年6月26日)
規則第7号

最近改正 昭和58年10月11日規則第9号

(委員会の設置)

第1条 本市の総合計画策定の推進に当り、その実効を期するため富田林市総合計画委員会(以下「委員会」という。)をおく。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本市の総合計画策定に関する事項を調査、計画、調整協議し、長期的展望のもとに総合計画を策定する。

(組織)

第3条 委員会は、助役、収入役、教育長及び水道事業管理者並びに各部長、理事及び各部次長をもって組織し、市長が任命する。

2 前項の委員に事故あるときは、その職務上の代理者が委員の職務を行うことができる。

(任期)

第4条 前条第1項の委員の任期は2年とする。

2 前条第1項の委員がその職を失った場合においては、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長をおく。

2 会長は、総務部担当助役とし、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、他の助役とし、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

(部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、委員会に専門的事項を分掌させるため専門部会をおくことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員を部会長とし、関係行政部門に属する課長並びに参事で組織する。

(専門委員)

第8条 総合計画策定に関する事務並びに専門的事項の基本的計画の立案に参画させるため、学識経験者若干名をおくことができる。

2 専門委員は、市長が委嘱する。

3 専門委員の任期は、2年とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画課で行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年規則第9号)

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

●富田林市総合計画審議会委員 (昭和61年2月現在)

(順不同)

氏名	所属	氏名	所属
松尾福寿	市議会議員	磯村隆文	学識経験者
菊井幸雄	〃	中井実	〃
有川功	〃	○杉本宗勝	市民
中島繁男	〃	鈴木善雄	〃
大西剛	〃	野浦正次	〃
山本平八郎	〃	谷口勇	〃
北井克巳	〃	金谷一彦	〃
川谷清	〃	杉多弘至	〃
山際榮丸	〃	山本春子	〃
◎藤野良幸	学識経験者	吉田克忠	市職員
谷和夫	〃	高谷誠三	〃

(参与) 芝利雄 福田治平 杉山安昭

◎会長 ○副会長

総合計画審議会前委員

氏名	所属(選任当時)
壺井利男	市議会議員
斉藤庄太郎	〃
中町正男	〃
千葉弘司	〃
仲谷健一	市民
徳田義継	市職員

●富田林市総合計画委員会委員 (昭和61年2月現在)

(順不同)

氏名	役職	氏名	役職
○ 吉田 克忠	助役	仲野 二三一	建設部長
◎ 高谷 誠三	〃	奥本 展郷	〃 理事
芝 利雄	収入役	仲谷 延雄	都市整備部長
福田 治平	教育長	鈴木 紀	〃 理事
杉山 安昭	水道事業管理者	西田 博士	〃 次長
吉川 一	市長公室長	東 日出男	同和対策部長
辻 浩	〃 次長	黒田 貞信	〃 次長
松浦 隆次	〃 参事	中野 金蔵	産業部長
今道 融	総務部長	松葉 勝男	〃 次長
流 秀雄	〃 次長	太田 善次	教委・管理部長
千葉 章二	〃 〃	角田 暎夫	〃 指導部長
仲谷 照男	〃 参事	徳田 光義	議会事務局長
森口 浩	市民部長	芝本 功	行政委員会参事
楠本 正平	〃 次長	沖田 誠一	消防長
塚本文男	〃 〃	北浦 忠	〃 次長
樽本 和三	福祉事務所長	平岡 敏雄	水道局長
山本 茂夫	〃 次長	松井 義明	〃 次長

◎会長、○副会長

総合計画委員会前委員

氏名
徳田 義 継
藤井 清
浅岡 稔
清水 富夫
植田 照夫
辻野 忠男

● 第2次富田林市総合計画策定経過

〔審議会……総合計画審議会の略〕
〔委員会……総合計画委員会の略〕

昭和58年	10月11日	第1回委員会	●住民意向調査の方法等について協議
	11月4日	第1回審議会	●住民意向調査の方法等について協議
	11月17日	中学校区別懇談会	●広く市民の意見を求めるべく各中学校区単位に延べ6回開催
	12月1日		
	11月	「私の提言」募集	●まちづくりについての提言を求めるため、広報11月号
	12月		12月号で募集
昭和59年	3月1日	アンケート調査実施	●無作為抽出した3,000人の市民を対象に実施
	3月12日		
	5月10日	第2回委員会	●基礎資料の提出依頼
	7月3日	ヒヤリング実施	●課題別に各課ヒヤリングを実施
	7月18日		
	9月7日	第3回委員会	●住民意向調査の結果報告及び今後の進め方について協議
	9月11日	第2回審議会	●第2次総合計画の策定について諮問。住民意向調査の結果報告及び今後の進め方について協議
	10月29日	第4回委員会	●本市の抱えている基本的課題について説明
	11月2日	第5回委員会	●基本的課題について協議
	11月12日	第6回委員会	●同上
	11月19日	第7回委員会	●同上
	11月29日	第3回審議会	●本市の抱えている基本的課題について審議
	12月21日	第4回審議会	●同上
昭和60年	5月13日	第8回委員会	●基本構想(素案)について協議。事業計画の提出依頼
	5月29日	第9回委員会	●基本構想(素案)について協議
	6月5日	第10回委員会	●同上
	7月4日	ヒヤリング実施	●事業計画について各課ヒヤリングを実施
	7月19日		
	7月10日	第11回委員会	●基本構想(素案)について協議
	7月17日	第5回審議会	●基本構想(素案)について審議
	7月29日	第6回審議会	●同上
	8月16日	第7回審議会	●主要プロジェクトについて説明
	9月		●広報9月号に基本構想(素案)概要を掲載、提言を募集
	10月11日	第8回審議会	●基本計画 第1章 教育・文化の振興について審議
	10月21日	第9回審議会	●基本計画 第2章 都市基盤・生活環境の整備について審議
	11月6日	第10回審議会	●基本計画 第3章 健康・福祉の充実について審議

昭和60年	11月27日	第11回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ●基本計画 第4章 産業・経済の振興、第5章 コミュニティの形成、 行財政の効率化について審議及び今後の進め方について協議 ●総合計画審議会における意見の紹介
	12月24日	第12回委員会	
昭和61年	1月21日	第1回審議会専門部会	●基本構想・基本計画(案)について総括審議
	2月3日	第2回審議会専門部会	●同上
	2月17日	第12回審議会	●基本構想・基本計画(案)について総括審議
	2月22日		●基本構想・基本計画について市長に答申
	3月27日	定例市議会	●基本構想議決